

## 公的年金などの源泉徴収票送付

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金などは、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税等が課せられます。このため日本年金機構では、29 年分の源泉徴収票を作成し、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者へ 1 月下旬までに送付する予定です。確定申告の際に、添付書類として必要ですので大切に保管してください。ただし、障害年金、遺族年金は課税対象にならないため、源泉徴収票は送付しません。

なお、共済年金の源泉徴収票は、各共済組合から送付されます。  
**問い合わせ**＝日本年金機構「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)  
 西宮年金事務所(0798-33-2944)

## 確定申告等における控除証明について

### ◆介護保険要介護認定者の障害者控除証明書

障害者手帳などを持っていない人でも、身体などの状況により所得税や住民税の特別障害者控除または障害者控除の対象となる場合があります。  
**対象**＝29 年中に介護保険要介護認定を受けている人で、その認定調査情報などにより、「知的障害者または身体障害者の障害の程度と同程度の障害」と認められた人 ※証明書の発行には申請が必要

### ◆おむつに係る費用の医療費控除

寝たきりの人などが使用するおむつ代が医療費控除の対象と認められるには、確定申告の際に、医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。ただし、要介護認定を受けている人で、おむつ代について医療費控除を受けるのが 2 年目以降である場合、29 年中(一部 28 年中も可)に作成された要介護認定に係る主治医意見書により「寝たきり状態であること」および「尿失禁の発生可能性」が確認できれば、市から「おむつ使用証明書」にかわる「確認書」を発行します。※確認書の発行には申請が必要

**申し込み・問い合わせ**＝介護保険課(559-5078 FAX 563-1447)

## 社会保険料納付確認書を送付

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は所得税法により社会保険料控除として、所得から全額控除されます。29 年 1 月から 12 月までの間に納付された金額が、29 年所得の控除対象になります。

国民健康保険税の納付義務者、後期高齢者医療被保険者と介護保険第 1 号被保険者(65 歳以上の人)には、年間納付済額のお知らせとして「社会保険料納付確認書」を 1 月末頃に送付します。確定申告の資料にお使いください。

**問い合わせ**＝国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は国保医療課(559-5050 FAX 559-2636)、介護保険料は介護保険課(559-5077 FAX 563-1447)

## 償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業用の機械・器具・備品などの償却資産にも課税されます。工場や飲食店、賃貸住宅、駐車場などを経営し、次のような償却資産を所有している人は、30 年 1 月 1 日現在の資産保有状況を 1 月 31 日(水)までに申告してください。

### ◆償却資産の種類

- ・構築物(広告塔、舗装路面、テナントが施工した内装工事など)
- ・機械、装置(各種製造加工機械、太陽光発電設備など)
- ・車両、運搬具(自動車税または軽自動車税の対象となる自動車などを除く)
- ・工具、器具、備品(パソコン、コピー機、冷暖房機、看板、家具、各種医療機器など)

### ◆申告内容

資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数  
 ※29 年 12 月中に申告用紙を送付していますが、用紙が届いていないなど不明な点は問い合わせください。

**申告・問い合わせ**＝税務課 資産税係 償却資産担当(559-5055 FAX 563-5697)

## みんなで文化財を守ろう!

### ◆1月26日は文化財防火デーです

日本の文化財のほとんどが木造であったり木や紙、布などの燃えやすい素材で作られています。下記事項など防火意識を持ち、私たちの大切な財産である文化財をみんなで守っていきましょう。

- ・文化財の周りで火を使うときは、風の強い日を避ける!目を離さない!
- ・文化財でストーブなどを使うときは消火確認をしっかりと!
- ・文化財の中で使用しているコンセントは、古い物は取り替えたり、差し口のゴミを掃除する!

**問い合わせ**＝消防本部予防課(564-0119 FAX 563-1230)

## 今月の納税 納期は1月31日(水)まで 納期内に納めましょう

**市県民税(第4期分)** 税務課(559-5055 FAX 563-5697)

**国民健康保険税(第7期分)** 国保医療課(559-5050 FAX 559-2636)

## 確定申告のお知らせ

### 三田会場 2月21日(水)～3月2日(金)

本日同配の「確定申告のお知らせ」と併せてご覧ください。

29 年分の所得税の確定申告期間は、2 月 16 日(金)から 3 月 15 日(木)まで(土・日曜を除く)ですが、還付申告は 2 月 15 日以前でも受け付けています。申告書は自宅で早めに作成し、郵送などで税務署に提出してください。また、三田会場の開設期間は下記のとおりですのでご注意ください。

| 開設期間                         | 会場                    | 相談受付時間       |
|------------------------------|-----------------------|--------------|
| 2月21日(水)～3月2日(金)<br>※土・日曜を除く | 市商工会館5階<br>(天神1-5-33) | 9時30分～15時30分 |

・税務署職員および近畿税理士会兵庫支部所属の税理士が申告相談・申告書作成の指導と申告書類全般の受け付けを行います。

・問い合わせは兵庫税務署へ(078-576-5131)。市商工会館への問い合わせはご遠慮ください。

・来場の際は、可能な限り公共交通機関をご利用ください。やむをえず自家用車で来場する場合は、総合文化センター駐車場をご利用ください(ただし、8時より前には入庫しないでください)。また、近隣駐車場には駐車しないでください。

・**開設期間の前半は大変混雑**するため、時間内でも早めに受け付けを終了する場合があります。**後半の来場をおすすめします。**

### ◆申告書作成は国税庁ホームページで

「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書用紙の印刷や確定申告書などの作成、電子送信ができて大変便利です。確定申告用紙は税務署から届き次第(1月末)、市役所本庁舎2階税務課で配布します。部数に限りがあるため、各市民センターでは配布しません。

### ◆作成済の確定申告書は市役所でも提出できます

2 月 1 日(木)から 3 月 15 日(木)まで、作成済の完成している所得税・消費税の申告書に限り、市役所本庁舎 2 階税務課でも提出できます(ただし税務署の受付印の押印はできません)。これは、作成済の申告書を市役所で預かり、本人の代わりに税務署へ届けるものです。

申告書の書き方について相談したい人は、申告書作成会場(市商工会館)をご利用ください。

### ◆医療費控除には明細書の添付が必要です

29 年分確定申告から領収書の提出は不要となり、代わりに明細書の添付が必要となりました。詳しくは、同配の「確定申告のお知らせ」をご覧ください。※28 年分以前の確定申告については、従来どおり領収書の添付または提示が必要です。

### ◆セルフメディケーション税制の新設(医療費控除の特例)

健康の保持増進、疾病予防の推進と一般市販薬の使用を推進するため、医療用から一般市販薬に転用されたスイッチ OTC 医薬品(風邪薬、胃腸薬、頭痛薬など)の年間購入費用が 1 万 2 千円を超えた場合は、所得控除(上限 8 万 8 千円)が受けられる医療費控除の特例が新設されました。詳しくは、同配の「確定申告のお知らせ」または市ホームページをご覧ください。

①申告する人は、29 年中に健康の保持増進および疾病予防の取り組みを行い、申告時にその取り組みを証明する書類が必要となります。

②29 年中のスイッチ OTC 医薬品の購入費のみが控除対象となり、スイッチ OTC 医薬品購入費を記載した明細書の添付が必要です。なお、生計が同一の家族の購入費用を含みます。

**問い合わせ**＝兵庫税務署(078-576-5131)

税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)

## 年金所得がある人の確定申告・市県民税申告

### ◆所得税の確定申告が必要になる場合があります

公的年金等(※)の収入金額(2 力所以上ある場合は、その合計額)が 400 万円以下、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の人は、所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、この条件にあてはまる人であっても所得税の還付を受けるためや、株式等の損失を翌年に繰り越すための申告書は提出することができます。

※遺族年金や障害者年金は非課税所得のため、公的年金等の収入金額に含まれません。

### ◆市県民税の申告が必要になる場合があります

所得税の確定申告書の提出が不要な人であっても、次の人は市県民税の申告書を提出する必要があります。

①公的年金等に係る雑所得以外に他の所得があった人(他の所得が給与所得のみで、勤め先から給与支払報告書の提出がある人を除く)

②源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除や医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等の各種控除を受けようとする人

※所得税の還付を受けるためや株式等の損失を翌年に繰り越すための確定申告書を提出した人は、市県民税の申告は不要です。

※収入が公的年金等のみで、その収入金額が次の金額以下の人は、市県民税の申告も必要ありません。

昭和 28 年 1 月 1 日以前生まれの人＝ 148 万円

昭和 28 年 1 月 2 日以降生まれの人＝ 98 万円

**問い合わせ**＝税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)